（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第四条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
様式 表 第　　号 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第11項の規定による 立　入　検　査　証 写真　押出スタンプ 職名及び氏名 年　　月　　日生 年　　月　　日交付 発行者　印	様式 表 第　　号 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項の規定による 立　入　検　査　証 写真　押出スタンプ 職名及び氏名 年　　月　　日生 年　　月　　日交付 発行者　印
裏 エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい 第78条　（略） 第87条　3　（略） 6・7　（略） 9　（略） ［項を削る。］ ［項を削る。］ ［項を削る。］ 10・11　［略］ 12　第1項から第10項までの規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。	裏 エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい 第78条　（略） 第87条　3　（略） 6・7　（略） 9　（略） 10　所管行政庁は、第5章第1節第1款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主若しくは第75条第5項若しくは第75条の2第3項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。 11　国土交通大臣は、第5章第1節第2款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 12　国土交通大臣は、第5章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 13・14　［同左］ 15　第1項から第13項までの規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。